○○年度第〇回　社会福祉法人〇〇会　理事会議事録

○○年○○月○○日、理事長○○○○が理事及び監事に対して理事会の決議の目的である事項についての提案を行い、当該提案事項について理事全員から書面による同意の意思表示及び監事全員から異議がないことの申出を得た。

　これにより、社会福祉法第４５条の１４第９項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９６条及び定款第〇条第〇項の規定（理事会の決議の省略）に基づき、当該提案事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされたため、本議事録を作成し、議事録作成者が署名する。

記

１　理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

（１）第１号議案　○○○○について

○○○○・・・・・

（２）第２号議案　▲▲▲▲について

▲▲▲▲・・・・・

２　決議事項を提案した理事の氏名

　　　　理事長　○○　○○

３　理事会の決議があったものとみなされた日

　　　　○○年○○月○○日

４　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

　　　　理事長　○○　○○

※１　理事会の決議があったものとみなされるためには、以下のすべての要件を満たす必要があります。

　　①　理事会の決議の省略に関する定款の定めがあること

　　②　理事が決議の目的である事項について提案すること

　　③　当該提案について、理事（議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたこと

　　④　当該提案について、監事が異議を述べていないこと

※２　理事会の決議があったものとみなされた場合は、次の事項を議事録に記載します。

　　①　理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

②　①の事項の提案をした理事の氏名

③　理事会の決議があったものとみなされた日

　　④　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

※３　理事会の決議があったものとみなされた場合は、議事録とあわせて理事全員の意思表示を記す書面又は電磁的記録についても、決議があったものとみなされた日から10年間主たる事務所に備え置かなければなりません。

※４　「理事会の決議があったものとみなされた日」とは、理事全員からの同意の意思表示及び監事全員から異議がないことの申出を確認できた日を指します。